

令和4年9月定例会会議録

令和4年豊郷町議会9月定例会は、令和4年9月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	今 村 恵美子
11 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	西 山 喜代史
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長 兼 上 下 水 道 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

教 育 次 長 小 西 直 美

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長 森 本 智 宏
書 記 神 辺 功

5、提案された議案は次のとおり

- 議第36号 専決処分につき承認を求めることについて
(令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第3号))
- 議第37号 令和3年度財政健全化判断基準について
- 議第38号 令和3年度公営企業会計に係る資金不足比率について
- 議第39号 放棄した債権の報告について
- 議第40号 豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議第42号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議第43号 契約の締結につき議決を求めることについて
(工事第007号旧八号線2(歌詰橋)整備工事)
- 議第44号 豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議第45号 豊郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 議第46号 豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案
- 議第47号 豊郷町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案
- 議第48号 豊郷町議会議員および豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 議第49号 令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)
- 議第50号 令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第51号 令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第52号 令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第53号 令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第54号 令和3年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議第55号 令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第56号 令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第57号 令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第 5 8 号	令和 3 年度豊郷町水道事業会計決算認定について
議第 5 9 号	令和 3 年度豊郷町下水道事業会計決算認定について
選挙第 1 号	豊郷町選挙管理委員会委員および同補充員の選挙
請願第 3 号	ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願
請願第 4 号	豊郷町補聴器購入費助成事業の充実を求める請願

河合議長 皆さん、おはようございます。これより令和4年9月、第3回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって令和4年第3回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時58分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いをいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎しみください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いをいたします。そうした中でも、特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いをいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをよろしくをお願いをいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、高橋直子君、7番、西澤博一君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月27日までの23日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より27日までの23日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法の規定により、令和4年5月分から7月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承をお願いします。

日程第4、諸般の報告として、議長公務、一部事務組合議会報告を行います。議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりですので、ご了承をお願いします。日程第5、諸般の報告をして委員会報告を行います。議会広報常任委員会の報告を願

います。高橋直子議会広報常任委員会委員長、報告を願います。

高橋議会広報

常任委員長 議長。

河合議長 高橋委員長。

高橋議会広報

常任委員長 皆さん、おはようございます。議会広報常任委員会報告をいたします。

今回は、去る8月26日に発行いたしました議会だより第90号の発行に向けての取組について報告をいたします。

議会広報常任委員会は、6月21日の定例議会閉会後に第1回委員会を開催いたしました。どのような方向で編集をしていくのかについて協議をし、第2回委員会までに表紙写真や、特に掲載したい事案があれば各委員が考えてきて、提案することを確認いたしました。

6月29日に第2回委員会を開き、8月12日の発行に向けてスケジュールを決めていきました。また、紙面構成を組んでいき、12ページ立てにすることも決めました。

定例会の報告と補正予算については、どの項目を載せるかについて協議しましたが、たくさんの項目の中から選び出すのには苦労いたしました。特に補正予算では、コロナ対策など今この時節に合った、今ならではの施策を中心に7項目に絞りました。

そのほかに、一般質問の掲載方法と文字数は第88、89号と同じということと、各常任委員会委員長報告原稿提出締切日なども決めました。

7月14日の第3回委員会は各常任委員会委員長報告、一般質問の原稿を確認いたしました。また、新たな議員の一言コーナーの原稿を関係の皆さんに依頼いたしました。関係の議員の皆様、ご協力ありがとうございました。

7月26日の第4回委員会は冊子風に仕上がってきたものを点検していきました。議会の中身や様子を知りたいという声に応えるコーナーは、議会の仕組みと題して、請願と陳情についてを図式化して、分かりやすく表しました。

表紙の写真についてはいつも悩めるところですが、8月9日に開催されました中学生議会の取材をして、その中から2枚を使わせていただきました。教育委員会、企画課の皆さん、ご協力ありがとうございました。

裏表紙には、文教民生常任委員会が行った日栄小学校と愛里保育園、豊日中学校の空調設備等の視察風景を掲載いたしました。

コロナ禍でなかなか現場視察ができない今期の議会活動となっていましたので、町民の皆様には委員会活動の一環をご紹介でき、よかったのではないかと思います。

ています。

8月1日に委員長と副委員長のもとに最終ゲラが届きましたので、若干の修正をした後、最終校了としました。しかし、8月12日発行を目指していたものの業者のお盆休みの兼ね合いと区長さんに配布物を届けるまでの日程が厳しいということが判明し、8月第4週の8月26日の発行となりました。

その結果、先に述べましたように、中学生議会の写真をそれまで準備していた写真と差し替えて掲載することができました。

以上、報告いたします。

河合議長 ご苦労さまでした。これで諸般の報告を終わります。

日程第6、議第36号専決処分につき承認を求めることについて、令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第3回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには公私何かとご多用の中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。皆さん方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜っておりますこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会には報告案件3件、同意案件1件、契約議決1件、条例改正5件、令和4年度豊郷町一般会計及び各特別会計の補正予算案件5件、決算認定6件、その他の案件2件、計23件の議案を提案させていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第36号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。専決処分いたしました令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を50億942万円とするものでございます。

歳入では繰入金、歳出では商工費をそれぞれ6万5,000円追加するもので、新型コロナウイルス感染症対策としてクーポン券の配布方法を変更することに伴う封筒の印刷費や郵送料でございます。郵便局と協議を行ったところ、9月初旬には発送しないと9月中の配達ที่ 難しいとの回答がありましたので、地方自治法第179号第1項の規定により、8月10日付けで専決処分をいたしました。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 議長、10番。

河合議長 今村議員。

今村議員 議第36号専決処分につき承認を求めることにつきまして、一般会計補正予算(第3号)ですが、歳出のところ、これはコロナ対策地域経済活性化事業費委託料、国のそういう交付金を受けての事業なんです、役務費としては通信運搬費を差し替えて、その中から支出しているんですが、印刷製本費、需用費ですけど、この印刷製本費に関してはこの交付金のこの事業の中で見られないというのはどういう理由なんですか。その理由を説明してください。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 おはようございます。

今村議員さんのご質疑にお答えをいたします。

印刷製本費6万5,000円につきましては、当初見ておりませんでしたけれども、郵送するという事で封筒代を見させていただいております。ですので、今の段階では一般のコロナ対策のお金ではなく、現在のところは一般財源で見させていただいております。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 私の聞いたことは、これを一般財源で財政調整基金から6万5,000円繰り出すというのは、通信運搬費で郵便料が出るんだったら、封筒代も当然、その中から捻出して当たり前じゃないかなと思ったので。だから、なぜこれは対象外になるのかということをお聞きしたんです。このコロナ対策地域経済活性化事業費という国の事業ですよ、交付金事業。それにはこの封筒代ははまらないというのはどういう根拠でそうなっているのか、それを教えてほしいとお願いしたんです。答弁を。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

通信運搬費につきましては、この委託料を減額した分で賄えますので、もともとコロナ交付金事業として見てた分の中から財源を回しております。ただ、印刷製本費につきましても、この事業の内容だけで見ますと、コロナ交付金の対象にはなり得るんですけども、今現在のところ、コロナ交付金で来る分の財源につ

きましては、全ていろいろな事業に充当しておりますので、新たに6万5,000円を充てることができなかったということで、取りあえず一般財源で見ているという状況です。

結果的にいろいろな事業がいろいろ執行していく中で、財源というか、その補助金の枠が余りましたら、そこに後から充当していくということになりますので、取りあえず一旦は一般財源ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、同じく第36号につきまして質疑させていただきます。

これは、本来、商工会に委託するというのが、事情がコロナ禍ということで、区ルートの配布とかいろいろなことがなくなったから、この切り替えになったんですけれども、担当課で頑張って作業するということでした。その産業課の皆さんの仕事のやり方とか、時間はどのくらいかかったとか、時間外が出たのかどうかとか、それを聞きたいのと、それから今後はこのような形が定着していくのかなと思ったんですけれども、今後の見通し等もよろしくお願いします。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

今現在、産業課の方で商品券等の封筒詰めをさせていただいております。できる限り時間内ではさせていただいておりますけれども、チラシ等を刷るときはやはり時間外でないと量が多いものですから、そちらについては時間外でさせていただいております。できる限り時間内でみんなで協力してやっているところでございます。

また、今後につきましては、今のところ私の方では何も言えませんので、そのようにお答えをさせていただきます。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再々質疑をさせていただきます。

やはり、時間外とかが発生しているということですからけれども、先ほどの需用費でもありました、今のところはコロナの対策費からは出てないけれども、こういうことに充当するということもあり得るのでしょうか。

そして、今後は分からないということでした。こういう作業をして、結果として、今後、こういうことを役場職員としての作業、それがやってみてどうだったかということをお聞かせ願いたいんです。その辺の説明をお願いします。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、質疑にお答えいたします。

時間外になるというのは、時間中にやっていると、ほかの課員の作業に邪魔になる。だから、時間後に一括してコピーをしなきゃならない、印刷を。ご理解いただきたいと思いますが、今後のことはこの議案とは関係ありませんので、また、我々、検討してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、再々質疑をさせていただきます。

私はそういう作業をさせたのが駄目だと言っているわけではないんです。そして、時間外等が発生したその分は、さっきの需用費みたいにコロナ対策費の中から出せるのかどうかの答えがなかったので教えてください。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 再々質疑にお答えします。

何をこの質疑されているのか、ちょっと理由が分かりませんので、お答えのしようがありません。

以上です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第36号専決処分につき承認を求めることについて（令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第3号））を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第 3 6 号は承認することに決定されました。

日程第 7、議第 3 7 号令和 3 年度財政健全化判断比率についてから、日程第 9、議第 3 9 号放棄した債権の報告についてまでを一括して、町長より報告を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第 3 7 号令和 3 年度財政健全化判断比率についてから、議第 3 9 号放棄した債権の報告についてまでを一括してご説明申し上げます。

まず、議第 3 7 号令和 3 年度財政健全化判断比率についてですが、この比率は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により議会に報告をするものであります。

財政健全化判断比率のうち実質赤字比率については、一般会計等の赤字があるかどうかを示すものであり、本町においては一般会計のみが対象会計となります。

実質赤字額とは当該年度の歳入を歳出が上回る場合に生じるもので、令和 3 年度決算は実質赤字額が生じないため数値が表れていません。連結実質赤字比率については一般会計及び公営企業会計を除く全ての特別会計を対象とした実質赤字額と、公営企業会計の資金不足額を加えた額を標準財政規模で除したものであります。令和 3 年度決算は赤字額及び資金不足が生じないため数値が表れていません。

実質公債費比率については平成 1 9 年度決算から向上しており、令和元年度は 1.2 %、令和 2 年度は 1.5 %、令和 3 年度は 2.0 %であります。この比率は単年度だけではなく、それぞれ数値の 3 か年平均であります。

将来負担比率とは一般関係等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模で除した比率で、本町においては充当可能基金、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財政需要額、歳入見込額の合計が将来負担額を上回っているため数値が表れていません。

次に、議第 3 8 号公営企業会計に係る資金不足比率については、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度存在するかを示すもので、資金不足額を事業規模で除したものであります。水道事業及び下水道事業会計については資金不足が生じないため、数値が表れていません。

最後に、議第 3 9 号放棄した債権の報告については、大阪高等裁判所平成 2 1

年(行コ)第80号損害賠償請求行為控訴事件の判決による債務者に対する損害賠償請求権で豊郷町債権の管理に関する条例第13条第1項の第2号事由に該当するもの1件1,259万4,750円及び第7号事由に該当するもの2件37万6,950円の債権を放棄したので、同条例第15条の規定により報告するものでございます。

以上、報告といたします。

河合議長 これでは報告は終わりました。

今村議員 議長、動議。

議員 賛成。

河合議長 ちょっと待ってください。報告ですので報告に対しては質疑はありません。

今村議員 動議、動議。

河合議長 同じです。

今村議員 動議を出します。

河合議長 全協で皆さん、今の議案は十二分に説明を聞いていると思います。

今村議員 動議です。動議を、駄目よ、あなたは議長として公正な運営をしないんですか。

動議です。

河合議長 分かりました、はい。

今村議員 議長、その運営はおかしいです。議長、動議ですよ、動議。

河合議長 何も言うてません、今。

今村議員 議事進行に関する動議です。

河合議長 座りなさい。

今村議員 議事進行に関する動議を認めてください。

河合議長 座りなさい。

今村議員 議長、間違っていますよ。

河合議長 分かりました。はい。

今村議員 39号は、39号は。

河合議長 座りなさい。

今村議員 ちゃんと議決を採る。

河合議長 退席しますよ。

今村議員 動議を否定する議長。議長の運営は間違ってます。

河合議長 座りなさい。やかましい。

今村議員 議長、運営を変更してください、ちゃんと。

河合議長 退場。

今村議員 退場って。

河合議長 やかましい。議事進行ですよ、今。

今村議員 議長の運営が。

河合議長 議長進行です。聞きなさい。

今村議員 暫時休憩を求めます。

河合議長 誰が言うた、これ、あかんというって、今。何の動議ですか。

今村議員 よろしいですか。

河合議長 よろしいもくそもない。何の動議ですか。

今村議員 議事進行に関する動議です。今回の議第39号、これは地方自治法施行令によつては議会の議決がなくてはおかしい問題です。その内容としてはこの債権放棄をした第2号時効期間満了、この1,259万4,750円に関しては1円の返済もありません。こういったことを報告だけで済ます町の執行権者の事業に対する不作為、こういった問題含めて、これは取り下げるべきだと考えています。以上です。

議 員 賛成。

河合議長 ただいまの動議は所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。お諮りいたします。ただいまの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よつて、ただいまの動議は否決されました。

日程第10、議第40号豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第40号豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

豊郷町教育委員会教育長の任期が9月30日で満了となることから、豊郷町の教育振興にご尽力いただいております堤清司氏、彦根市高宮町1,044番地、昭和29年5月24日生まれを引き続き教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

堤氏につきましては、平成28年10月から教育長として就任いただき、2期6年を誠実に務めていただきました。こうしたことから堤氏は人望も厚く、これからの豊郷町の教育行政を一層推進していく上でも、教育長として適任者だと考えるものでございます。

なお、同法第5条第1項により任期は令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間でございます。どうぞよろしく願いいたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第40号豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第40号は同意することに決定されました。

日程第11、議第42号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第42号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

現在、法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員としてご活躍いただいております宮川芳恵氏が令和4年12月31日をもって任期満了となることから、その後任として、保護司や国民健康保険事業の運営に関する協議会会長として、地域の保健事業でご活躍なさっていただいております上田文夫氏、豊郷町大字吉田37番地、昭和30年6月16日生まれをご推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第42号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第42号は推薦案に同意することに決定されました。

日程第12、議第43号契約の締結につき議決を求めることについて、工事第007号旧八号線2(歌詰橋)整備工事を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第43号についてご説明申し上げます。

令和4年度工事第007号旧八号線2(歌詰橋)整備工事の入札を令和4年8月19日に条件付一般競争入札により執行したところ、所在地、滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南193番地、名称、丸橋建設株式会社、豊郷営業所所長丸橋照久と請負契約金額1億9,380万3,500円(税込み)で仮契約を締結いたしました。

つきましては、契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事であることから議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第43号契約の締結につき議決を求めることについて質疑をさせていただきます。

これは歌詰橋の最終の工事に当たります。入札調書を見たんですけれども、1期、そして2期、今回が3期とは書いていませんけれども、3期と呼ぶのかなと思いますけれども、この第2期の工事概要等というところの発注事項と第3号の発注事項、全く内容が同じなんです。しかし、金額が相当第2号よりも膨らんでいます。6,000万ほど、膨らんでいるかと思うんですけれども。まず、それについて一応このような感じでという表はもらいました。一覧表を頂きました。今までこういうのを出していただけてなかったのも、とても勉強になりました。

その中で、特にここが変わるからとか、こういうことが追加になったからというのをもう一度議会に報告をしてください。1点、それです。

そして、この入札調書を見てみますと、第1期が8社が入札に応札して、その中で札を入れたのは2社だけということで、丸橋さんが取らほりました。そして、第2期では4社しか入札に応じなくて、その中でも辞退が1社出ていますので、3社での競争、これは鳥羽さんが取っております。

そして、今回の3期目は、また今度は参加業者数が減っています。こういうことで本当に競争がちゃんと働いているのかなと思いますので、その辺の町として、入札、やっぱりそこそこの業者数が競ってくれるというのが基本で、最少の投資で最高の効果をと、そういう建前からいっても、競争についてはどのように捉えておられるのかを教えてください。

以上です。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 高橋議員の質疑にお答えします。

8月10日の全協に、令和3年度の入札時と今回の入札時の増額について説明させていただきました。今回、主な増額の要因のところということですので、説明させていただきます。

まず、橋脚の巻き立て工が2,284万3,274円の増となっております。これにつきましては、場所くい打ちが特殊な、日本でも数台しかない特殊な機械のくい打ちとなりますので、このような増額となっております。

それにこれの運送費も伴いますので、その分がかなりの増額となっております。

今の言った金額に、まださらに共通仮設費、現場仮設費などがかかってきますので、1.7倍以上、増額になっております。

以上です。

企画振興課長 はい。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 高橋議員の質疑にお答えいたします。

この入札について、しっかりとした競争が行われているかというご質疑かと思いますが、この入札につきましては、県内に広く一般競争入札、条件付一般競争入札として公告をさせていただいております。もうこの時点で競争が働いて

いるというふうに理解しておりますので、特に問題ないかと思っております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

先ほど、概略、大まかなところだけの説明がありましたけれども、この歌詰橋に関しましては、総額幾らになりそうなのか、現時点で試算されていると思いますので、1期、2期、3期、トータルでどのくらいになるのか。

そして、予想外ということが続きまして、大きく工事費が膨らみました。このことについても、以前、全協などに来ていただきましたけれども、滋賀県の相談部署、そこが今回も関係されるのかどうかと。

そして、競争が働いているのかどうかは本当にずっと見解を求めていますけれども、例えば、辞退をずっと続けている株式会社リーグスセイワというところとか、今までこう、辞退がなぜこんなにあるんだと、そういう分析とかはされていますか。参加する意思がありながら取り下げるといふときの背景などは分析したことがあるかどうかを教えてください。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 高橋議員の再質疑にお答えします。

まず訂正してほしいんですけども、令和3年度の入札につきましては仮契約で、本議会に諮らせていただきましたけれども、否決されましたので、今回、否決された分を令和4年度でまた工事発注をしてやっていることだけ、ちょっとお願いいたします。

まず、第1期の工事費は4億3,453万4,100円でございます。今回の1億9,380万3,500円を足しますと、6億2,833万7,600円となります。

あと、今回、橋の工事は終わりますけれども、また護床を直していく工事も今後出てきます。

あと、建設技術センターには頼んでいるかということでございましたが、積算できるのは県内では建設技術センターしかありませんし、工程管理とかも建設技術センターしかできませんので、そこに委託をしております。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

今回の入札に関しましては、3社が入札に参加して、3社とも入札をされておりますので、辞退は1件もありませんでしたので、今の辞退の傾向につきましては、お答えを控えさせていただきたいと思います。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第43号契約の締結につき議決を求めることについて、工事第007号旧八号線2（歌詰橋）整備工事を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第43号は原案どおり可決されました。

日程第13、議第44号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第44号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本年10月1日から地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業・介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が施行されるに当たり、関連条例の改正を行うものでございます。

主な内容としましては、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化を行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第44号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第44号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第14、議第45号豊郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第45号豊郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の一部改正は、町営住宅の入居者が負担するエレベーターの使用、維持及び運営に要する費用のうち、エレベーターの保守点検に要する費用を町の負担とし、入居者の負担を軽減するため、所要の改正を行うものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 議第45号町営住宅管理条例の一部を改正する条例案で、これは先ほど町長が説明をされておりましたが、エレベーターの保守点検に要する費用を除くということなのですが、保守点検は毎年していただいているように思うんですけども、これでこの分を除いて、家賃として公営住宅法の収入で家賃は今、町営住宅の中ではしていますが、このエレベーターがあるのは3つの町営住宅ですけども、一番家賃の低い方でこの共益費を入れると、どのくらいの家賃になるのか。高い方はもっと、7万円以上の方もいるとおっしゃっていましたが、そういう高所得の収入の方は別として、一番低い方で、これを、エレベーターの保守点検料を共益費の中から引いた場合には家賃とその共益費で、一番少ない方で幾らか、それだけちょっと説明していただけますか。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 おはようございます。今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

共益費でございますが、1件当たり一律3,000円のところで、ジョイにつきましては3,500円のところでございます。家賃とは別の徴収でございますので、一番安い方ですと、3階建てですと1万1,000円プラス3,000円ですので、1万4,000円ぐらいになるかと思えます。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第45号豊郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第45号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第15、議第46号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第46号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

令和4年10月1日より、高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されることに伴う関連条例の一部を改正するものでございます。

主な内容としましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に対応するための条項の追記と文章の表現の微修正、平仄を合わせるための改正でございます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第46号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第46号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第16、議第47号豊郷町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第47号豊郷町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

令和4年10月1日より、高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されることに伴う関連条例の一部を改正するものであります。

主な内容としましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に対応するための条項の追記と文書の表現の微修正、平仄を合わせるための改正でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第47号豊郷町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第47号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第17、議第48号豊郷町議会議員及び豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第48号豊郷町議会議員及び豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案のご説明を申し上げます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が本年4月6日に公布され、同日から施行されたことに伴い、関連条例の改正を行うものでございます。

主な内容としましては、最近の物価変動等を鑑み、選挙運動用自動車、選挙用のビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に係る経費の単価を改正するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第48号豊郷町議会議員及び豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第48号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第18、議第49号令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）から、日程第22、議第53号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第49号令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）から議第53号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）までの一般会計補正予算、各特別会計補正予算、各事業会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

まず、議第49号令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,247万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を51億8,189万4,000円とするものでございます。

歳入では、地方特例交付金150万8,000円、地方交付税9,838万1,000円、分担金及び負担金98万3,000円、国庫支出金1,475万円、県支出金754万5,000円、繰越金1億3,383万9,000円、諸収入9

万3,000円を追加し、繰入金7,169万9,000円、町債1,292万6,000円を減額するものであります。

次に、歳出では、総務費9,689万円、民生費718万9,000円、衛生費1,338万円、農林水産業費1,550万8,000円、土木費2,650万円、教育費1,300万7,000円を追加するものであります。

債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正へ、地方債の変更は第3表地方債補正のとおりでございます。

次に、議第50号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,738万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億8,241万3,000円とするものでございます。

歳入では、県支出金16万5,000円、財産収入9,000円、繰越金1,066万4,000円、諸収入654万8,000円を追加するものであります。

次に、歳出では、総務費16万5,000円、保険給付費60万円、基金積立金950万7,000円、諸支出金711万4,000円を追加するものであります。

債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正のとおりであります。

次に、議第51号令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,047万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億3,249万3,000円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金3万8,000円、繰入金7万6,000円、繰越金3,036万7,000円を追加し、財産収入4,000円を減額するものであります。

次に、歳出では、総務費7万6,000円、基金積立金1,276万7,000円、諸支出金1,763万4,000円を追加するものであります。

次に、議第52号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

第2表記載の収益的支出の補正のうち、支出では第22款水道事業費用の既決の予定額に342万9,000円を追加し、総計を2億2,023万8,000円とするものであります。

内訳として、第1項営業費用340万7,000円、第3項特別損失2

万2,000円を追加するものであります。

次に、議第53号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

第2表記載の収益的支出の補正のうち、第51款下水道事業費用の既決の予定額に591万9,000円を追加し、総計を3億1,159万9,000円とするものであります。

内訳として、第1項営業費用590万7,000円、第3項特別損失1万2,000円を追加するものでございます。

第3条記載の資本的支出の補正では、第71款資本的支出の既決の予定額に286万円を追加し、総計を1億8,988万5,000円とするものでございます。

内訳として、第1項建設改良費の分でございます。

以上、議第49号から議第53号まで一括して説明いたします。この後、担当課長から補足説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 質疑の前に暫時休憩をいたします。

(午前10時02分 休憩)

(午前10時10分 再開)

河合議長 それでは、再開をいたします。

清水総務課長より補足説明ということで。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)の主なものを抜粋してご説明をさせていただきます。

歳入では、9ページ、款10地方交付税は普通交付税の本算定により9,838万1,000円の追加、10ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症の交付金は令和4年度1月から3月までの国庫補助事業の地方負担分として135万円の追加です。

同じく目3衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費として、4回目のワクチン接種に対する補助金1,324万8,000円の追加、11ページ、款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金の農業用燃油等高騰対策緊急支援事業補助金は、担い手農家に対する燃油高騰対策補助金で321万1,000円の追加です。

款 1 8 繰入金、項 1 財政調整基金については、財政調整基金の繰入れの減額で 6,256 万 7,000 円の減でございます。13 ページ、款 1 9 繰越金、1 億 3,383 万 9,000 円については令和 3 年度決算による繰越金です。

続きまして、歳出では、14 ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、項 5 財産管理費、1 2 委託料 4 1 5 万 8,000 円は役場ほか公共施設の除雪を委託するものです。目 1 6 旧校舎管理費の 4 6 2 万円は豊郷小学校旧校舎群の非常灯の経年劣化に伴う交換をするものです。

次に、15 ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費については新型コロナワクチンの 4 回目の接種を行うためのものです。

次に、16 ページ、款 6 農林水産費、目 2 農業総務費は、農業用燃油高騰対策緊急支援事業費補助金と振り込み手数料、目 3 農業振興費は沢の水路改修のための設計費と工事費です。目 4 農地費の 1 4 工事請負費は龍ヶ池のポンプの改修の増額によるものです。款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路橋梁費の 1 4 工事請負費 1,400 万 3,000 円は町道の改良工事を行うものです。

次に 17 ページ、款 1 0 教育費、項 2 小学校費、目 1 豊小管理費の 1 4 工事請負費 6 7 7 万 4,000 円は給水ポンプの更新を行うものです。

私の方からは以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、私の方から議第 5 0 号及び議第 5 1 号の詳細の説明をさせていただきます。

まず、議第 5 0 号令和 4 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

まず、3 ページ、第 2 表債務負担行為補正については、令和 5 年度の国民健康保険の特定健診及び特定保健指導を年度当初から実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、歳入では、6 ページ、款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金 1 6 万 5,000 円の増額については、未就学児均等割保険料軽減負担金の申請様式の追加に伴います国保情報データベース改修費用分の特別調整交付金の増額によるものです。款 4 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金 9,000 円の増額については運用基金の利息分の増額によるものです。款 6 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 1,066 万 4,000 円の増額については、令和 3 年度からの繰越しによる増額となります。款 7 諸収入、項 2 雑入、目 4 保険給付費等返還金 6 5 4 万 8,000 円の増額については、令和 4 年 2 月分の保

険給付費を概算により国民健康保険団体連合会に支払いを行ったため、翌年度精算による返還が生じたことによるものです。

続きまして、歳出では、8ページ、款1総務費、項1総務管理費、目2国民健康保険団体連合会負担金16万5,000円の増額については、未就学児均等割保険料軽減負担金申請様式追加に伴います国保情報データベース改修費用の負担金の増額となります。款2保険給付費、項5葬祭費、目1葬祭費60万円の増額については、給付見込みの増加によるものです。款6基金積立金、項1基金積立金、目1運用基金積立金950万7,000円の増額については、令和3年度繰越金からの積立てによるものです。款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2保険給付費等交付金償還金711万4,000円の増額については、令和4年2月分の保険給付費の精算による返還金等の増額によるものです。

議第50号については、以上となります。

続きまして、議第51号令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について詳細な説明をさせていただきます。

まず、歳入では、5ページ、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目6介護保険事業費補助金3万8,000円の増額につきましては、令和4年度介護報酬改定に伴いますシステム改修費用による補助金の増額によるものです。款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金4,000円の減額については準備基金の利息見込みの減額によるものです。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目2地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業分)3万8,000円の増額については、令和3年度実績確定に伴います繰入金の増額によるもの、目5その他一般会計繰入金3万8,000円の増額については、令和4年度介護報酬改定に伴いますシステム改修費用に係る一般会計負担金の増額によるものです。

6ページ、款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金3,036万7,000円の増額については令和3年度からの繰越しによる増額となります。

続いて、歳出では、7ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1総務管理費7万6,000円の増額については、令和4年度介護報酬改定に伴いますシステム改修費用分の増額によるものです。款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付準備基金積立金1,276万7,000円の増額については、令和3年度繰越金からの積立てによるものでございます。款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金1,719万6,000円の増額については、令和3年度国庫支出金・県支出金及び診療報酬支払基金交付金の額の確定に伴います返還金の増額によるもの、項2繰出金、目1他会計繰出金43万8,000円の増額につき

ましては、令和3年度低所得者保険料軽減負担金の実績額の確定に伴います一般会計の返還金の増額によるものです。

以上です。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 私から、議第52号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）の主な内容について説明いたします。

2ページ、収益的収支の款22水道事業費、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節4高熱水費230万9,000円の増額は、電気代高騰による北部・南部浄水場の電気代の増額です。目4総係費、節26報償費100万円は滞納整理に係る弁護士費用です。

続いて、議第53号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）の主な内容といたしましては、2ページ、収益的支出では、款51下水道事業費、項1営業費、目1管渠費、節18、264万円は、舗装マンホールの修繕費でございます。目2総係費、節8報償金200万円は損害賠償請求事件及び滞納整理の弁護士費用でございます。目4減価償却費、節2無形固定資産減価償却費116万9,000円は、流域下水建設負担金分でございます。

3ページ、款71資本的支出、項1建設改良費、目1管渠築造費、節14工事請負費286万円は認定メーターの取付けとマンホールポンプの修繕分でございます。

以上、説明を終わります。

河合議長 これより、質疑を行います。質疑者には第何号の第何ページということをご提示していただきたいと思えます。質疑ありませんか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第49号令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）につきまして、質疑をさせていただきます。

まず、歳出の部の14ページです。歳出の部の企画費におきまして、都市計画審議会委員の6,000円の増額があります。このメンバーとこの増額に至った背景を教えてください。どんな内容の審議が行われそうなのかも含めてお願いします。

そして、目16の旧校舎管理費なんですけれども、非常灯の修繕ということな

んですけれども、個数、どういうところを替えようとしているのか。これは旧校舎が文化財的な価値がありますので、それとの絡みで、まるで新品になってしまうのか、そういう文化財的な要素は残しての修繕になるのかを教えてください。

15ページです。5の人権対策費におきまして、樹木伐採費、伐採の委託料が挙がっております。どの場所をどこに委託しようとなさっているのか。専門業者なのか、シルバーさんなのかなどの答えで結構です。

続きまして、児童福祉費の中の愛里保育園の施設費、工事請負費とあります。どのような工事になりそうですか。

それから、16ページにおきまして、除雪関係なんですけれども、款土木費の目道路維持費の中の除雪委託料は、先ほどの説明ではいろんな公共施設をするということなんだと思うんですけれども、全体、大体何時頃に開けるということを目標になさっているのかを教えてください。

それから、同じく道路維持費の中の負補交、県道改築事業負担金とあります。私たちの町もこれに該当することを今準備中かと思うんですけれども、特に中山道沿い、下枝から吉田に向ける道等などはどこまで今話が進んでいるかを教えてください。

それから、道路橋梁費の中の委託料12と14の説明をお願いします。どこが対象になるのかというのを、できましたら、議会に図面等できちんとした資料を委員会等に出していただけたら分かりやすいのでお願いしたいと思います。

一般会計につきましては、以上です。

続きまして、議第53号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)につきましてお尋ねします。

2ページです。総係費というところに弁護士費用200万円とあります。滞納整理云々の説明があったんですけれども、何件ぐらいを想定しているのか。そして、この弁護士費用が増加になったのは、この弁護士さんには、今まで幾ら予算化してたのかというのと200万円の背景を教えてください。

以上です。

総務課長

議長。

河合議長

清水総務課長。

総務課長

それでは、高橋議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

私の方は、14ページ、総務費の16旧校舎管理費の中の修繕料の中身ですが、非常灯の取替えでございまして、約20個、旧校舎の中でも旧の図書館と講堂の天井の電灯の取替えになりますので、個数は少ないですけれども、足場等が非常に経費がかかるということで、これでさせていただきます。

内容につきましては電球の取替えだけですので、この意匠が変わったりとかそういうことはございません。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 高橋議員の質疑にお答えいたします。

私の方から、14ページの6の企画費の都市計画審議委員さんのメンバーということやったと思うんですけども、まず都市計画関係の大学の准教授、お一人。観光協会会長、商工会会長、そして、農業委員会の会長となっております。あと、議会から3名、正副議長、産業建設常任委員長のお一人の議会から3名、そして、町職員が1名となっております。

内容につきましては、今回、計画されておりますごみ処理施設と国道8号バイパスというのが今計画されておりますので、そちらの都市計画について審議する予定です。

以上です。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 高橋議員の質疑にお答えさせていただきます。

15ページ、人権対策費の委託料78万7,000円でございます。樹木伐採委託料といたしまして、場所については宮の西駐車場横の竹やぶに生えている木と竹やぶの処分費でございます。

以上です。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 高橋議員の質疑にお答えします。

まず、議第49号の一般会計補正予算第4号の16ページの款8土木費の12委託料の除雪委託料なんですけども、これにつきましては、単価を10円上げましたので、その分の増額分でございます。

次に、18負担金の県道改築事業負担金の下枝の部分はどうなったのかということですが、今聞いているのは10月ぐらいから県が工事入りまして、12月に終わると聞いています。その12月終わった後に、町の方がまた続きをしていくスケジュールでございます。

次に、その下の2道路橋梁費の12委託料の設計委託料50万円は何かという
ことですが、これは上枝の里道側溝改修工事の設計業務でございます。

その下の14工事請負費につきましては、下学校道線道路改良工事ござい
ます。

次に、議第53号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算の第2号の2ペ
ージの弁護士費用200万円は何かということですが、今、損害賠償で
訴えられている件で着手金60万円ほどで、残りは9月1日に全員協議会でも
お話しさせていただきましたが、滞納整理を行っておりまして、一括納付制約に
応じない方については、水道の休止と裁判所への訴えを起こしていくための弁
護士費用を残り見ているということでございます。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

款民生費、項2児童福祉費、3愛里保育園施設費に係ります工事請負費ござ
いですが、Wi-Fi設置工事に伴います工事費でございます。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

14ページの企画費の中の報酬、都市計画審議会委員のメンバーを教えてい
ただきました。これ、お名前は無理なんでしょうか。大学のどの先生とか。

そして、この中に、私の聞き間違いだったら訂正します。正確な情報を教えて
いただきたいんですけども、広域のごみ処理建設に関する道のことも何か検
討するようなことをおっしゃったように思いますので、それはどういう意味な
のか教えてください。

そして、16ページです。土木費に関しまして、これは単に単価が上がっただ
けというとらまえでいいんでしょうか。やはり、去年の経験から言いまして、な
かなか開かないから、担当課もとても電話とかがね、殺到して苦勞されたと思
うんですけども、大体、何時頃に開けるという契約内容とかがありましたら教え
てください。そして、台数は全く増えないんでしょうか。

それから、道路橋梁費の中の町道の整備事業につきまして、先ほど、追加の説
明がありましたけれども、以前、町全般をちゃんと地図にライン引いたりして、
今年度はどこをやっているとか、どこをやりそうな予定だとかいう、そういうの
はやはり図でいただけたら、町民さんに説明するのとても分かりやすく、間違

いも少ないですので、ぜひ議会に資料提出をお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

14ページの企画費の都市計画審議委員さんの大学教授がどういう人かということだったと思うんですけども、滋賀県立大学の轟准教授です。

あと、ごみ処理施設の何か、道路のことをということやったんです。僕、ちょっと道路のことは言ってなくて、言ったのは国道8号線バイパスというのが今計画されておりまして、それについての審議をさせていただくということです。

以上です。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 高橋議員の再質疑にお答えします。

除雪は何時頃出るのですかということですが、一応、規則では朝5時に役場が10センチ積もっていれば除雪に出ることになっておりますが、近年の降雪の状況から見ますと、深夜に開けないと、朝もう凍ってしまうこともありますので、今はそれを基にはしておりますが、降雪の状況を見て判断をしております。

あと、台数につきましては、11車、無理をして除雪機も買っていただいておりますので、単価を上げてほしいということは毎年言われておるんですが、今回、ちょっと上げさせてもらったということでございます。

14の工事請負費の図面を頂きたいということですが、この件につきまして、今までちょっと出しておりませんので、1回、中で協議して、また回答させていただきます。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑はありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。

今村議員　　まず、議第49号、ここでは歳出の14ページで財産管理費で公共施設敷地内除雪委託料ということで、先ほどは役場公共施設という説明でしたが、415万8,000円の増額、委託料なので、役場とどこの、あと、町の公共施設で、相手、委託先はどういうことを考えているというところもちょっと説明をしていただけますか。

それと、16ページ、これも全員協議会ではお聞きいたしましたが、款6、項1、目2の農業総務費の18番、負補交で、農業用燃油等高騰対策緊急支援事業補助金というので591万6,000円、この時点のこの補正の時点の対象人数、どういう人数になっているのか。

これは町単事業として実施していただけるわけですが、これは対象者に関しては申請主義という形で申請された方たちをこの事業に乗せるということじゃないかなと思っているんですが、この間、この農業関係でこういう制定されたときに、町単事業の補助事業というのは何%ぐらい実施率、執行率があるのか、その点についても教えてください。

そして、下の款8土木費、項2道路橋梁費の目2道路橋梁費で、町道改良工事だと1,452万4,000円、これにつきましても何か所どういう場所かと、どこの字かというのを説明をお願いいたします。

続きまして、議第50号国民健康保険事業特別会計補正予算と、それから、議第51号の介護保険事業特別会計補正予算につきましては、この間、コロナ禍もありましたが、この会計、特別会計でやっておりますが、この補正でいくと、半期が過ぎて、当会計の事業費は余っているという感じを受けますが、これはあと半期あるんですけれども、コロナがどこで収束していくのか分かりませんが、この2つの会計のこの積立金が増えていくという問題に対してはどのように担当課では、適正な運用をどうしていくのかとか、いろんなことありますが、今年度の見込みとしてどう考えておられるのかを説明してください。

続きまして、議第52号、53号、この中で特に上下水道課長にお聞きしたいのは、損害賠償請求事件におきまして、まず弁護士費用、かかりますよね。請求額800万超しているわけですがけれども、この裁判に対して、当初は調停で合意できたら一番よかったけど、県の姿勢と町の姿勢と相反しているような話を、説明を受けましたけれども、裁判となるともうはっきりと地裁で訴訟事件として決定が出るわけですよね。それで、また町としては県が不服だと言ったら同じように不服で上がっていくんですか。

この問題は、当初は調停で早く合意を取って損害賠償金を支払う、こういったことも申し上げたことありましたが、後手後手になって裁判費用がかかる、金額

は上がっていく。県はどのような対応をしているのか、私、ここでお聞きしたいんやけど、どういうつもりでこれを受けてやるのか、姿勢は変わらないのか、そういうのをちょっと議会には説明していただきたい。

それと、先ほどおっしゃっていた上下水道関係の滞納整理69人、出しましたよね。その根拠が私は知りたいんですけど、その根拠というのは、どういう法的な根拠はどこをもってこれを出したのか、滞納整理の条例が出ているということ、できたということを受けてやっておられるんですが、何十年の前から全部拾い上げて全部送ったという話ですけれども、その根拠規定はどこにこの債権回収の根拠法令、どこを根拠にしてやっているのか、そのことだけ説明をお願いいたします。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

私の方は、14ページの歳出総務費の目5財産管理費の公共施設敷地内除雪の関係ですけれども、これにつきましては役場駐車場と隣保館駐車場と体育センターの駐車場と豊栄のさとの駐車場を予定しております。

方法としましては、今現在、町道等を開けていただいている業者さんのこの道を開ける途中に各施設を開けていただくような想定をしております。額が少し高いんですけれども、これにつきましては町道の方が年間6回を予定、6回分まで予算化をしているということでしたので、こちらもそれに合わせてやっておりますので、1回当たりについてはそんなに額いかないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 今村議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方からは、16ページの農業用燃油等高騰対策緊急支援事業補助金の人数についてを問われていたかと思えます。

まず、認定農業者さんの方につきましては、水稻につきましては15、麦につきましては13、大豆につきましては10、野菜等につきましては13でございます。担い手以外の方につきましては、水稻につきましては113、麦が0、大豆が6、野菜等が62でございます。

また、この補助金につきましては、議員さんおっしゃるとおり、申請の方でさせていただく予定をしております。今後詳しいことにつきましては定めていく

予定をしておりますけれども、担い手さん以外につきまして、この補助金制度がしっかりと通知できるように考えてまいりたいと思っております。

執行率につきましてはこのような補助金は初めてかなと思っておりますので、どのぐらいになるかは分かっておりません。

以上です。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 今村議員の質疑にお答えします。

まず、議第49号の補正予算の16ページの款8土木費の14の工事請負費の町道整備事業費なんですけども、これにつきましては1か所で安食南の下学校道路改良工事で約242.3メートルの側溝改修を予定しております。安食南の下学校道線。法城寺の近くです。8号線に向けてのところですよ。

次に、議第53号の損害賠償請求の件につきましては、豊郷町としては和解の方向で進めていたんですけども、滋賀県が責任がないということで和解に応じなかったの、今回、控訴された件でございますので、滋賀県がどういうふうに今後出てくるかは、私どもでは分かりません。なので、ちょっと弁護士の先生とまた相談しながら進めていきます。

あと、滞納の判断はどうしたのかということでございますが、滞納者の一覧表を見まして、金額が高額な方と古い方と、その金額が高い中で誓約を守っていない方を僕が選んで今回出しております。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

介護と国保の基金、今後の執行の見込みということでございますけれども、国民健康保険につきましては、当然、現時点では普通交付金、給付が伸びても普通交付金で賄えるということがありますので、そちらについては、給付動向については県の交付金でできるということと、あと、基金の積立てにつきましては、当然、現時点では令和6年度以降、早い段階での県内の標準保険料率の統一というふうに言われておりますので、そこに向けて基金を順次活用していければというふうに考えております。

介護保険につきましては、現時点で5か月分の請求の方が出ておりまして、年

度でいうと約41.6%ぐらいの、今、現時点での執行率になるはずですが、現時点で給付の方が30、もうざっとになりますけども、現時点で38%程度の執行になりますので、当然、こちらについてはコロナの影響で利用の方で伸びていないという現状の方がありますので、こちらにつきましては、当然、来年度から始めます介護保険事業の第9期の保険料の会計の方がございますので、一定基金の方に積ませていただいて、9期の保険料に活用していければと現時点では考えております。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第49号令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）を予算決算常任委員会に、議第50号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第51号令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を文教民生常任委員会に、議第52号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）、議第53号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第49号を予算決算常任委員会に、議第50号、議第51号を文教民生常任委員会に、議第52号、議第53号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしく願います。

日程第23、議第54号令和3年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第28、議第59号令和3年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第54号令和3年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議第59号令和3年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてまでを一

括してご説明申し上げます。

令和3年度豊郷町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定を求めることについては別冊のとおりであり、地方自治法第233条第3項の規定及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定を求めるものであります。

各会計の決算の内容につきましては、既に議員各位に配付させていただいております令和3年度決算概要ならびに令和3年度主要施策の概要により説明に代えさせていただきます。

この後、各担当課長から補足説明をいたしますので、どうぞご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会計管理者 議長。

河合議長 馬場貞子会計管理者。

会計管理者 それでは、私の方から令和3年度一般会計ならびに各特別会計、それぞれの決算における決算概要をご説明申し上げます。

まず、議第54号令和3年度豊郷町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算現額66億7,626万1,000円に対しまして、お手元にごございます令和3年度豊郷町歳入歳出決算書167ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額63億5,506万782円、歳出総額61億5,073万8,045円となり、歳入歳出差引き総額2億432万2,737円を翌年度へ繰り越し、決算を完了いたしました。

このうち3,048万3,000円は繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源でございますので、実質収支額は1億7,383万9,737円となりました。

前年度と比較して大きく変動のありました科目等につきまして、財源構成状況ごとにご説明をさせていただきます。ページが前後することもございますことをあらかじめご了承ください。

まず、自主財源についてご説明させていただきます。

15ページをご覧ください。款1町税でございます。令和3年度の町税調定総額は10億1,637万4,444円で、収入済額は9億8,414万2,792円、不納欠損額は181万5,228円、収入未済額は3,041万6,424円となりました。収入済額は昨年比べて、率にして1.8%増加しております。増収の大きな原因といたしましては、法人町民税が昨年に比べ、1,943万3,300円の増となったためでございます。

次に、20ページをご覧ください。下段、款12分担金及び負担金でございます。こちらにつきましては、収入済額3,168万8,240円となり、率にして270%の増となっております。歌詰橋改修工事に係る愛荘町負担金分の増となっております。

41ページをご覧ください。款17寄附金でございます。こちらにつきましては、収入済額4億7,543万481円となりました。昨年に比べて、7,945万7,111円増額しております。特に、目2総務費寄附金、42ページ備考欄に記載されておりますふるさと応援寄附金におきましては、4億5,791万6,000円の寄附があり、前年より7,103万8,700円増えました。率にして、18.3%の増となっております。

次に、依存財源についてご説明をさせていただきます。

18ページをご覧ください。款6法人事業税交付金でございます。収入済額1,134万円となり、前年に比べて、644万6,000円の増額。率にして、131.7%の増となっております。この交付金におきましては、令和2年度から地方法人特別税及び譲与税制度の廃止に伴って創設されたものでございます。令和2年度は法人事業税に3.4%を乗じて得た額を市町の従業員数で按分して交付されておりましたが、令和3年度はその乗じる率が7.7%となったためでございます。

同ページの一番下でございます款9地方特例交付金の収入済額は1,896万2,000円となり、昨年に比べて820万3,000円の増額。率にして76.2%の増となっております。こちらにつきましては個人住民税減収補填や自動車税、また軽自動車税の減収補填、そして新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填として交付されたものでございます。

28ページをご覧ください。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金8,910万2,000円のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が8,379万6,000円交付されました。

53ページ、町債をご覧ください。収入済額5億5,665万9,000円となりました。歌詰橋補強補修工事における公共事業等債や市町村役場機能緊急保全事業などによる公共施設等適正管理推進事業債等の活用により、前年より2億4,347万2,000円の増額。率にして77.7%の増となりました。

一方、歳出の目的別構成比を見ますと、総務費が31.5%、民生費が25.6%となり、この2つで全体の6割を占めております。また、対前年度との比較では、商工費が123.3%の増、土木費が110%の増となっており、逆に総務費は20.2%の減、教育費は11%減となっております。

歳入同様、大きく変動のありました科目等につきまして、ご説明をさせていただきます。

63ページをご覧ください。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費でございます。支出済額5億6,672万7,001円となり、昨年より2億7,915万4,171円の増額となっております。庁舎建て替えに関する増額が主なものとなっております。

120ページをご覧ください。款7商工費、項1商工費、目1商工振興費の中の節12委託料3,244万700円でございます。歳入でご説明させていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、地域経済活性化促進を目的とするプレミアム商品券の販売を行いました。

124ページをご覧ください。款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁費4億8,572万598円です。社会資本総合整備事業費の増額により4億178万9,657円の増額がございました。

なお、決算の具体的内容における歳入の事項別明細は、15ページから55ページに款別に順に記載しております。また、歳出につきましても、57ページから166ページにわたり列記しておりますのでご覧いただきますようお願いし、説明は省略させていただきます。

さらに、決算書の168ページには公有財産の土地及び建物の令和3年度中の増減を、169ページには物権出資に係る権利の状況を、170ページには基金の年度末現在高を、171ページには100万円以上の重要物品をそれぞれ記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

引き続きまして、議第55号令和3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算現額9億5,492万5,000円に対し、決算報告書の199ページをご覧ください。令和3年度豊郷町国民健康保険事業における実質収支におきましては、歳入総額9億5,113万5,674円、歳出総額9億4,004万9,865円となり、歳入歳出差引き総額は1,108万5,809円となり、決算を完了いたしました。

国民健康保険の加入世帯につきましては1,057世帯で、昨年より11世帯減少しております。また、被保険者数につきましては1,788人と減少傾向となっております。

財産に関する調書につきましては200ページに記載させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

引き続きまして、議第56号令和3年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算

についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算現額 7 億 3,221 万 4,000 円に対し、決算報告書の 233 ページをご覧ください。令和 3 年度豊郷町介護保険事業における実質収支におきましては、歳入総額 7 億 881 万 6,850 円、歳出総額 6 億 7,818 万 6,619 円となり、歳入歳出差引き総額 3,063 万 231 円となりまして、決算を完了いたしました。

介護保険第 1 号被保険者は 1,970 名で、うち要介護・要支援認定者数は 402 名、認定率は 20.4%となっております。

財産に関する調書につきましては 234 ページに記載させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

最後に、議第 57 号令和 3 年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算現額 7,166 万 9,000 円に対し、決算報告書の 249 ページをご覧ください。令和 3 年度豊郷町後期高齢者事業における実質収支におきましては、歳入歳出総額共に 6,885 万 9,013 円の増額となっております。

後期高齢者医療の被保険者は 913 名で、昨年より 20 名増加しております。後期高齢者医療制度は開始から 10 年以上経過したこと及び関係機関の周知も一定の成果を得たことにより、円滑な制度運営を行うことができいております。保険給付や保険料の決定などは滋賀県後期高齢者医療広域連合が担い、町におきましては保険料徴収を行っておりますが、徴収率は 99.98% でございました。

以上をもちまして、議第 54 号から議第 57 号までの 4 議案につきましての決算概要を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 私からは、議第 58 号と議第 59 号の説明をさせていただきます。

まず、議第 58 号令和 3 年度豊郷町水道事業会計決算認定については、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、認定をお願いするものです。

それでは、水道事業会計の決算概要についてご説明いたします。1 ページ、経理状況は水道事業収益 2 億 563 万 3,524 円に対し、費用は 2 億 977 万 5,481 円となりました。

2 ページ、資本的収支につきましては、収入額 1 億 5,176 万 5,173 円、

支出額 2 億 5,023 万 7,689 円で、不足する額 9,847 万 2,516 円は過年度損益勘定留保資金 482 万 5,715 円、当年度損益勘定留保資金 7,251 万 8,575 円、引継ぎ金 1,612 万 8,226 円で補填をいたしました。

事業収益では、前年度と比較しますと、1,920 万 1,820 円の増収となりました。資本的支出については、前年度と比較し、2,187 万 4,627 円の増となりましたが、これは繰り越した南部浄水場耐震補強及び緊急遮断弁設置工事によるものです。

3 ページをお願いします。損益計算では当年度純損失は 2,014 万 3,554 円の赤字となりました。

6 ページをお願いします。貸借対照表では水道事業の総資産は 18 億 1,361 万 5,315 円、負債合計は 16 億 4,613 万 9,530 円で、資本合計は 1 億 6,747 万 5,785 円となり、負債資本合計は 18 億 1,361 万 5,315 円となります。

13 ページ、令和 3 年度の水道事業会計の経営状況は、一般用、営業用、官公庁などの合わせて給水人口 6,625 人、給水戸数は 2,486 戸、総配水量は 80 万 2,863 立米の給水を行い、令和 2 年度と比較しますと、給水人口は 61 人減少しましたが、給水戸数は 27 戸増加しております。総配水量は 5 万 4,353 立米の減となりましたが、有収水量は約 0.31% 増加しました。

15 ページの建設改良費、水道改良工事の概況は一覧のとおりでございます。配水管の耐震工事は引き続き行っていきます。

18 ページをお願いします。企業債の状況につきましては、令和 2 年度末で 10 億 1,259 万 6,836 円となっておりましたが、令和 3 年度において 9,349 万 1,847 円を償還し、新たに 1 億 390 万円を借り入れた結果、令和 3 年度末の残高は 10 億 2,300 万 4,989 円となりました。

以上でございます。

次に、議第 59 号令和 3 年度豊郷町下水道事業の決算認定については、こちらも地方公営企業法 30 条第 4 項の規定に基づき、認定をお願いするものでございます。

それでは、下水道事業会計の決算概要について説明いたします。

まず 1 ページ、下水道事業会計の決算概要については、下水道事業収益 3 億 1,793 万 8,110 円に対し、費用は 2 億 9,381 万 5,173 円となりました。

2 ページ、資本的収支は収入額 7,419 万 7,160 円、支出額 1 億 9,115 万 5,995 円で、不足額 1 億 1,695 万 8,831 円は当年度損益勘定留保資

金 7,943万865円、利益余剰金 1,901万4,868円、引継ぎ金 1,851万3,098円で補填をいたしました。

事業収益では前年度と比較しますと、3,955万8,382円の減収となりましたが、これは国庫補助金がなかったためです。資本的支出では前年度と比較しますと、2,965万4,456円の増加となりましたが、これは流域下水道建設事業に係る市町負担金が増加となったためです。

決算書 3 ページをお願いします。損益計算書では当年度純利益 2,085万9,148円の黒字となりました。

決算書 6 ページをお願いします。貸借対照表では下水道事業の総資産は 49億8,756万2,947円、負債合計 42億6,049万2,364円で、基本合計は 7億2,707万583円となり、負債資本合計は 49億8,756万2,947円となりました。

17 ページをお願いします。令和 3 年度下水道事業会計の経営状況は、処理区内人口 7,197 人に対して水洗化人口 6,710 人、水洗化率 93.23%、処理水量は 103万556 立米となり、令和 2 年度と比較しますと、水洗化人口は 56 人増加し、水洗化率は 2.2%増加いたしました。

処理水量は 2,821 立米の減となりました。処理水量と有収水量の差は不明水として 16万3,015 立米となります。

決算書 18 ページをお願いします。企業債の状況につきましては、令和 2 年度におきまして 15億3,922万151円となっておりましたが、令和 3 年度に 1億4,564万9,670円を償還し、新たに 3,220 万円を借り入れた結果、令和 3 年度末の残高は 14億2,577万504円となりました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

河合議長 続きまして、監査委員の審査の報告を求めます。

前田監査委員 議長。

河合議長 前田広幸君。前田委員。

前田監査委員 監査報告をいたします。

町長より提出されました令和 3 年度豊郷町一般会計歳入歳出決算書をはじめ、3 特別会計決算書、水道事業ならびに下水道事業の各会計決算書ならびに決算附属書類、各基金の運用状況報告書について、本年 8 月 2 日から 8 月 4 日まで、各担当課の説明を求め、監査を実施いたしました。

監査では各会計決算書及び帳簿等が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財政の管理はどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また関係諸帳簿及び証拠書類との照合等に加え、本年度の監査では監査調

書に基づき、債権管理、委託業務、各種団体、自治会の補助金、時間外勤務、公営改良住宅の管理等を重点的に審査いたしました。

その結果、審査に付された一般会計、特別会計、上下水道事業会計共に、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても誤りのないものと認められましたので、まずもって報告をしておきます。

次に、決算内容ですが、まず本町の財政状況について、決算規模は一般会計と特別会計を合算すると、歳入 80 億 8,387 万 2,319 円、歳出 78 億 3,783 万 3,542 円、差引き 2 億 4,603 万 8,777 円となり、水道事業会計の収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の合計額は、収益的収入 2 億 563 万 3,524 円、収益的支出 2 億 977 万 5,481 円、資本的収入 1 億 5,176 万 5,173 円、資本的支出 2 億 5,023 万 7,689 円となりました。

下水道事業会計の収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の合計額は収益的収入 3 億 1,793 万 8,110 円、収益的支出 2 億 9,381 万 5,173 円、資本的収入 7,419 万 7,164 円、資本的支出 1 億 9,115 万 5,995 円となりました。

また、一般会計では歳入 63 億 5,506 万 782 円、総予算額に対する収入率は 95.2%、支出は 61 億 5,073 万 8,045 円、総予算額に対する執行率は 92.1%、差引き 2 億 432 万 2,737 円でした。

財政構造については、自主財源と依存財源の構成割合は 42.1 対 57.9 となっております。全体としては 1 億 9,245 万 5,000 円の増となっております。自主財源の占める構成比率は前年度と比較すると、1.4 ポイント増加しています。

また、歳出において、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は 21 億 3,095 万 4,000 円で、歳出総額に占める割合は 35.6% です。これは前年度に比べ、4 億 1,765 万 1,000 円、24.4% の増となっております。

内訳としては、前年度に対して、人件費が 4,089 万 3,000 円、扶助費が 2 億 300 万 6,000 円、公債費が 1 億 7,375 万 2,000 円増加したことにより、投資的経費は 11 億 3,722 万 7,000 円で、前年度に比べ、5 億 9,530 万 2,000 円、109.8% 増となっております。

また、本町の財政指標では財政力指数は 0.442 と、前年度と比べ、0.015 ポイント増加しております。経常収支比率は 84.9 で、前年度に比べ、5.7 ポ

イント改善したものの、依然、硬直化は進んでおります。

また、経常一般財源比率は97.7で、前年度に比べ、2.0ポイント改善しました。

次に、税及び税外収入の徴収についてですが、令和3年度の税収入、税外収入の滞納額は1億8,132万6,000円で、前年度と比較して、133万3,000円減少しております。そのうち税収入における滞納額は1,365万2,000円、22.2%減少しておりますが、税外収入については1,231万9,000円、10.1%増加しております。今後もこれまでの研修、実践を踏まえて、全庁的に滞納整理の強化に取り組み、引き続き、実効のある滞納整理に努めていただきたいと思います。

不納欠損処分については、令和3年度に259万2,000円が執行してまいりました。事務処理は適正になされていますが、地方税法令、関係法令に基づき処理する一方、義務を果たさない者への対応についても町の強い姿勢を示して一層改善することを求めて報告しておきます。

28ページからのむすびでは、先にも少し簡単に触れましたが、本年度の監査では、税・料及び貸付金の徴収状況と未納対応について、債権管理に関する条例施行後の状況について、委託業務の契約と内容及び費用対効果について、各種団体、自治会等への補助金の検証について、行政改革の進捗状況、時間外勤務の状況について、公営住宅・改良住宅の管理修繕及び譲渡についての7つの項目に重点を置いて記載しております。

各項目については、むすびの記載をご覧くださいと思います。

今回の決算を踏まえ、健全な財政運営の確立はもとより、厳しい現状認識に立ち、権利と義務が果たされる社会の秩序を維持するためにも一層公平公正な徴収を進めることを求めているところでございます。

また、予算計上した事業の内容や目的について理解を深め、住民への周知と責任ある事業執行が行えるように、町長を先頭に全職員が一致協力し、積極的な取組へと結びつけ、町民の期待に応える行政サービスが推進されることを強く求め、令和3年度会計決算における監査報告といたします。

河合議長 ご苦労さまでした。

これより、審査意見について質疑を行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

河合議長 次に、各会計の歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑はありますか。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第54号豊郷町歳入歳出決算書につきまして、一般会計につきましてお尋ねをいたします。

まず、59ページです。款総務費の中の一般管理費の中、そして、59ページの一番下にあります報償費についてお尋ねします。弁護士費用141万9,400円が挙がっておりますけれども、どのような案件があったのか、解決の具合はどうかを説明してください。

続きまして、66ページです。企画費の中の12委託料の中に、行財政改革推進事業支援業務委託料とあります。委託先とこの事業の投資効果を説明してください。

67ページです。同じく、これは今の項目の中の続きで、24積立金とあります。自治区画再編整備基金積立。この時点で総額が幾らになったのか、これはどのように使われる予定なのかを説明してください。

次に107ページです。107ページは、これは款衛生費の中の3環境衛生費の中の負補交に、彦根愛知犬上広域行政組合管理費負担金とあります。どういう使われ方をしたのか。いろんな会がありますよね。会議の開催状況とかどういう方向性になっているのかとかの詳しい説明を求めます。

115ページです。農業費、農林水産費の中の農業総務費の中の役務費の中で、この役務費がどのように使われて、投資効果はどうだったのかという説明をお願いします。

そして、18の負補交の中のとよさと特産物振興協議会補助金、これ、130万が上がっておりますけれども、どのようなものになっているか、品目として増えたのか減ったのか教えてください。

続きまして、116ページです。豊郷町坊ちゃんカボチャ生産支援事業補助金とあります。これも投資効果と取り組む方が増えたのかどうかを教えてください。

続きまして、120ページです。商工費の中の商工会への補助金、この使われ方を説明してください。どのような事業があったのかとか、どなたにこの補助金は支払ったのかなどの説明をお願いします。

それから、125ページです。道路橋梁費の中の負補交に歌詰橋第1期工事愛荘町負担金精算金というのが支出済みになっているんですけども、これは入ったのではなくて、ここにこの支出として表現されているのはどういう意味なのか教えてください。

135ページです。教育費の中の負補交の中に、第4地区教科書採択協議会負

担金とあります。どのような内容だったのか、何回開かれたのか。そして、住民さんから訴えがあったんですけれども、これ、傍聴に行ったときに傍聴者は受け付けないと、このようにおっしゃったみたいなんですけれども、その背景はどういうことだったのかを説明してください。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをします。

まず59ページです。59ページ一番下、一般管理費の報償費の中で弁護士費用ですけれども、これにつきましては140万何がしが全てがそれではなくて、弁護士費用としては30万5,800円だけです。これにつきましては、主なものとしましては、顧問弁護士料になってきます。

それから、次に67ページ、企画費の中の24積立金の自治区画再編ですけれども、これにつきましては、先にお配りをしております決算の概要の16ページに表がありますので、そちらをご覧くださいと思います。

私の方からは以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 高橋議員の質疑にお答えいたします。

私の方は、66ページの企画費の行財政改革推進事業支援業務がどこに委託されたかというご質問だったんですけれども、こちらの方が日本都市計画研究所というところです。また、事業内容につきましては、令和3年度に各課からの事業の洗い出しを行い、今年度につきましては補助金についての見直しに向けて事業の聞き取り調査を行い、また、来年度に向けて行財政改革を行っていく予定でございます。

以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 私の方からは、107ページの3の環境衛生費の方の18負担金、補助金、交付金の彦根愛知犬上広域行政組合の管理費負担金についてでお答えさせていただきます。

こちらは紫雲苑に関する管理運営費になっておりまして、主に火葬に係る燃料費や休日の火葬委託料に充てられております。

以上でございます。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方は115ページの下段の方、11役務費の9,288円の手数料についてですが、こちらにつきましては雑木の処分と農業用廃棄プラスチックの処分費でございます。

続きまして、負担金のとよさと特産物振興協議会への補助金なんですが、こちらにつきましては、豊郷町内で農産物の生産促進と活性を図ることによって、消費者に新鮮で安心・安全な地元産物を提供することを目的に補助をしております。

こちらにつきましては、とよ坊かぼちゃんの入荷及び出荷でありまして、昨年度から比べまして、出荷の数が増えてもおりますので、十分に補助金としての役割を果たしているかと思っております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、116ページ、豊郷町坊ちゃんカボチャ生産支援事業補助金38万5,200円ですけれども、こちらにつきましては、例えば、とよ坊かぼちゃんの生産拡大するために、滋賀県の環境こだわり農産物の認証を受けた農産者に対しまして補助するものであります。

こちらにつきましては、昨年度から面積の方も増えておりますので、生産について増加をしております。補助する人数につきましては18名であります。

あと、商工費の120ページの負担金の豊郷町商工会補助金850万についてですけれども、こちらにつきましては豊郷町商工会に補助している補助金となっています。小規模事業者に対する指導事業の充実や地域商工業の総合的な発展を目的に補助をしております。

以上です。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 高橋議員の質疑の125ページの負担金の歌詰橋第1期工事の愛荘町負担金精算金はどのようなことかということですが、令和3年度3月の補正のときに説明させていただきましたが、愛荘町から一括して負担金を頂いていたんですが、起債の関係がありまして、お金の出入りを明確にしてほしいということがございましたので、3,531万3,000円愛荘町に負担して、また、別に2,287万6,000円の負担金を納入してもらった案件でございます。

以上です。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 教育委員会の方からは、135ページの第4地区教科書採択協議会の負担金について説明させていただきます。

この協議会といいますのは、彦根愛知犬上郡で次年度特別支援学級のお子さんの一般図書をどの図書にするかということを採用する協議会でございます。

それで、彦根の方の採択協議会では、各委員さんの方の公平公正な中立的な意見を求めるということで秘密会議ということになっておりますが、その後、各市町の教育委員会では事前にお知らせをして、もし傍聴の方は事前に申し出るようにということでしたけど、申出がありませんでした。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、59ページの弁護士の報酬なんですけれども、30万5,800円、これは裁判とかになったら相当な額が増えるんだというのが、先ほどの一般会計のときに分かりました。この弁護士さんが定期的に何かこう町にいらして、相談事項とかそういうのをされるんでしょうか。町から依頼があって応じていただいて、そのたんびにお金が発生するんでしょうか。この仕組みを説明してください。

そして、何件ぐらいのご相談とかがあったのか、それはうまいこと解決ついたのか、まだ解決できずに引き続きやっている、そういう事案もあるのかどうかを説明してください。

河合議長 高橋さん質問内容が違いますけど。

高橋議員 はい。

河合議長 質問内容が違いますけど。

高橋議員 えっ。

河合議長 顧問弁護士費用でしょう。

高橋議員 ええ。どのように使われたのかを説明していただきたいんです。

続きまして、66ページの行財政改革推進事業につきましては、事業所に委託したということですね。そして、これは町とどのような、それこそどのような会議をしてとか、先ほど事業について洗い出しをして補助金の見直し等したとい

う説明がありましたけれども、それによって見直しをした項目があるのか、やはりこういうところに頼んだら効果があったのかなかったのか、そういう意味での説明をしてください。

それから、24の積立金につきましては、今後、これはどう運用していかれるのが答弁がなかったように思います。目的を達するためにはどのような配慮のもとに積立金を毎年積立て上げているのかを説明してください。

107ページです。18の負補交については、これは全て紫雲苑関係の支出というふうにお答えがあったと思うんですけども、広域行政組合がやっていますごみ処分場関係の会議とか住民説明会とか、そういうのには使われないんでしょうか。説明をしてください。

それから、115ページ、農業、これは農業総務費の中の役務費につきましては、雑木とかプラスチックを処分したということなんですけれども、農業総務費ということですので、町の管轄している部署の雑木、プラスチックなんですか。これがどうして町から役務費になるのかの説明をしてください。

とよさと特産物振興協議会への補助金、とよ坊のことは答えられましたけれども、ほかに品物の数が増えたのかも説明してください。

それから、120ページです。商工会の補助金につきまして、先ほど、小規模事業所等の指導などに使われるのかなと、そういう説明だったように思いますが、人件費という使われ方は、これは人件費には全く行っていないということなんでしょうか。

135ページの負補交の傍聴は駄目と言われた方ががっかりして帰ったという事案なんですけれども、その方、よく最近言われるのが町のホームページに載せていましたとか、何々載せていました、それに気づかずに参加してしまった住民が悪いような表現なんですけれども、本来、どなたが行っても大丈夫なことにはならないのかな。ずっとこの傍聴は拒否という方針の協議会なのかどうかを説明してください。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えをします。

まず、59ページの弁護士費用のところですけども、弁護士費用につきましては、毎月定期的に来ていただいているわけではなくて、こちらから相談したいことがありましたら連絡をさせてもらって、主に事務所に行くことの方が多いです。弁護士事務所さんをお伺いして相談させていただくことが多いです。

中身につきましては裁判がどうこうというものもなくはないんですけども、

日頃のいろいろな施策の中で、こうこうこういうことをしたら法に触れるのか、適法であるのかとかいう相談も含めて、いろいろ相談に乗っていただいております。各課でそれぞれ連絡を取って弁護士事務所を訪問しておりますので、ちょっと総務課の方で年間トータル何件あったかというところまでは把握はしておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、67ページの自治区画再編基金のところですけども、これにつきましては、今後というか、今の現状ですけれども、決算書40ページに利子及び配当金の欄で同額が挙がっております。要は、結局、今までたまっていた分を定期預金にしておいた利息がそのまま毎年毎年積んでいるということで、今現状では新たに一般会計から積み増したりということとはございません。

また、今後、本当というか、今後、自治区画の再編等が行われ、公民館を建てたいとかそういうことが出てきましたら、この基金も活用されることがあるかもわかりませんが、現在のところ見通しありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

私の方、66ページの行財政改革推進事業がどのような事業かということやったと思うんですけども、まず、日本都市計画研究所というところ、いわゆるコンサル会社です。そちらに、今回、これ3年間の事業で、先ほど申しあげましたように、1年目に各役場の業務について洗い出しを行い、本年度につきましては補助金等のヒアリング等を行って、来年度に向けて役場の業務、また補助金の見直し等について検証を行っていくものです。

以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

先ほどの衛生費の広域行政組合の負担金では、紫雲苑の負担金のみでございます。

再質疑にございましたごみ処理施設等の負担金に関しましては、112ページの清掃費、塵埃処理費の中の負担金の中に広域行政組合の負担金がございますので、そちらの方で計上しております。

以上でございます。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

役務費につきましては、サブセンターの雑木の伐採に当たりますので、農業の方で見させていただいております。

特産物の130万円につきましては、大きく目につきましたのがとよ坊かぼちゃんになりますけれども、あと、とよさとプリン等の販売促進等もしております。

商工会につきましては、経営改善普及指導事業費、地域総合振興事業費、商工会の運営管理費等で使われていると伺っております。

以上です。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再質疑にお答えいたします。

採択協議会の傍聴の件につきましては、また機会がありましたら伝えておきたいと思います。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再々質疑をさせていただきます。

59ページ、報償費、顧問弁護士料の中で、裁判に持ち込むケースもあったと、件数まではおっしゃいませんでしたけども、そういうケースも私たちの町は抱えていると思っていたらよろしいのでしょうか。できましたら、何件ぐらいとか、そういう表現でお願いできたらと思うんですけど。

そして、66ページです。行財政改革推進事業、このコンサルさんに委ねて点検していただいて、補助金の内容でこれはやめておいた方がいいなとか、そういう見直しとかがあったのかなかったのかは、そういう表現でお願いいたします。あったとしたらどういうことはやめる傾向にあるのか。せっかく264万も使っていますので、どんな活躍ぶりなのかを説明してください。

そして、清掃、先ほどの広域の関係は清掃費ということですので、そちらの関係で同じように聞きたいんですけども、どんな運営会議、会議の名前とか回数とか、そういう表現で教えてください。

商工費でお聞きします。特産物関係は今また1つ名前が挙がりましたけれど

も、プリンがあるというのは存じ上げています。この品種というのは増やそうと思っているのか、もう横ならび、今の現状維持でやっていこうかと思っておられるのか、どうやって特産物を広げていこうかという、そういう協議会も、協議会となっていますので、話し合いとか町からの指導とか、そういう会議等があるんじゃないかと思うんですけど、相談具合を説明してください。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員の再々質疑にお答えをします。

弁護士費用につきましては、裁判を行っている何件かということでしたけれども、こちらの方から訴えている案件等はございませんので、0でございます。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 高橋議員の再々質疑にお答えいたします。

私の方から、行財政改革推進事業の補助金などの見直しについてですが、今現在、各課から補助金のチェックリストというのを提出していただいて、今後、10月から各補助金についてのヒアリングをさせていただく予定をしております。ですので、補助金の見直し等につきましては来年度以降実施する予定です。

以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 私の方から、彦根愛知犬上広域行政組合の会議の体制のことでお答えいたします。年に担当課長会4回、管理者会4回、それぞれ行っておりまして、そのほかにも審議等がございましたら、会議の方を行っております。

以上でございます。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員の再々質疑にお答えをいたします。

とよさと特産物振興協議会ですけれども、とよ坊かぼちゃんの生産拡大に向けて、見合せ会といたしまして、県の普及員さんからの指導の下、拡大を図っておりまして、生産量につきましては年々増加しております。

今後につきましては、その生産に合わせるように販路を拡大していく必要が

あるかなというふうに思っております。

以上です。

河合議長　ここで昼食のために暫時休憩をいたします。
(午後0時03分 休憩)

(午後1時27分 再開)

河合議長　それでは、再開いたします。

それでは、午前に引き続きまして、各会計の歳入歳出決算認定についての質疑を行います。決算報告書案で質疑の方は簡明にお願いをいたします。質疑のある方、おられませんか。

今村議員　はい。

河合議長　今村議員。

今村議員　私は、企業会計の議第58号水道事業会計決算認定ならびに議第59号の下水道事業会計の決算認定についてお聞きしたいと思います。

この両会計の特徴は、決算的には黒字が出ていますが、この企業債務、企業債がなかなか減らない。これは県下の19市町のそういう企業会計の現状を見ても、この上下水道の豊郷のこの会計の財政運用の中で、これ、大きな債務としてずっと残っているんですが、以前に、キャッシュフローの将来予測のも出してもらいましたけれども、この両方の最終ページには借入れ年度、そして、年利、高いところで4.5%、それでこういうのも、こちらは下水道は結構4点何%あるから、2%、1%、一番低いので0.38、上水の方に関しても、一番高いのが3.85とか。

この債務の元利償還というのが、両方の企業会計を今は公債費の中で一般会計から交付金算入された地方交付税算入分が入ってくる金額もありますが、将来的にこの債務をこの会計の中では、常駐的にずっと維持されるのか、どういう方向性を持っておられるのか。

この高額な利子に関しては、低利の借換えとか一定やってもらったけど、それでもまだまだ非常に高額のがいっぱい残っているんですが、こういった中身についても、この料金を町民から徴収する公会計ですから、やっぱり低廉な料金体系で施設の管理維持ができるのが一番理想なんですけど、これからも工事のたんびに起債も上がってくるし、それから、県との関係でいろんなまた工事の関係で上がってきたりもしますし、でも、この会計は私は不自然な会計だなと両方とも思うんですが、今後の見通しとして豊郷は運よく面整備もほぼできているし、水道、上水も加入者が増えてきている、そういう豊郷の立地条件の中で今のところ

好転的な面もありますが、将来的にはやっぱり債務は債務なので、利子についてもその中から払っていくわけですから、せめて、会計の中の負担として、これを減らすための特段の手だてとかそういったことは考えているのか、その点について、担当課、そして町長のお考えをお聞きしたいと思います。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 今村議員の質疑にお答えします。

まず、議第59号の下水道の方から説明します。下水道事業につきましては近年黒字になっておりますので、償還の方はどんどん減っていくので、黒字化にはなっていて、どんどん黒字にはなっていくんですけども、下水道の場合はまだ布設替えは行っておらず、耐震化のみですので、今、このような状況です。

しかし、下水管の耐用年数がきて一気にやり替えるようになれば、経営は悪化するの、それまでにどれだけ積み立てて、どれだけ国庫補助がもらえるかという見通しを立てていきたいと思っております。

水道の方につきましては、損益計算書で2,000万の赤字となっております。しかしながら、令和3年度は2,000万の赤字になっておるんですけども、これは南部浄水場の耐震補強及び緊急遮断弁工事を令和2年度に行っておりますので、その分の影響が出ております。なので、今後、適切に工事を行っていけば償還も減っていきますし、この損益も上がってきますので、見通しとしては黒字になっていくのではないかなと今思っております。

以上です。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 今、担当課長のお話で、単年度黒字とかそういう問題の指摘じゃなくて、これは下水の令和2年から令和11年のキャッシュフロー計算書及び資金繰り表というのも頂きましたけれども、要は、企業債、債務が返済額がなかなか減らないというのがあると、令和11年度の予想でもあるんです。

これは企業会計というのは、一定、一般会計からの借入れとか、中には補助金を出すとかいろんなことができるんですが、この事業を急激に前町長時代に短いスパンでやり通したのが今にすごくその影響が出ているなと思うんですが、この債務の下水道ならびに上水の関係で、前町政時代の債務はあとどのくらい残って、この償還の目安とその後起こっている債務負担はどのくらいになって

いるのか、そういった資料が欲しいんですけど。普通会計のときは県の普通会計、財政状況とか見たら、それぞれの企業会計の部分もよく分かったけど、企業会計という形になって、そういう県の統計資料ではなかなか分かりづらい面があるので、そういった資料をぜひ、委員会のときで結構ですので出していただいて、将来予測、10年後、20年後、今の水道料金、下水道料金が町民負担の軽減の中でやっていけるためにはどういうことが必要かという、そういう将来設計見直しを出していただきたいなと思っているんですが、それはまたお願いできますでしょうか。

今日は答弁はいいですけど。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 今村議員の再質疑にお答えします。

両決算書でも、18ページに重要契約の要旨ということで、企業債の状況というのが載っております。その下に企業債の残高とどれだけ償還してどれだけ借り入れたかというのが書いてありますので、これを見ていただければ、今の残高が分かります。

その裏に、今の企業債の一覧がずらっとありますので、一応、皆様にはお知らせしているということでございます。

特に下水道の方は金利が高いときのが残っておりますので、借入れ年度が平成4年度ですと4.4%なんですけど、償還が令和5年3月25日に終わってきますので、今後、下水の方につきましては、どんどん償還が終わっていきますので、かなりの黒字になろうかと思えます。

以上です。

河合議長 再々質疑がありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑は終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第54号令和3年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてを予算決算常任委員会に、議第55号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第56号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、

議第 5 7 号令和 3 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを文教民生常任委員会に、議第 5 8 号令和 3 年度豊郷町水道事業会計決算認定について、議第 5 9 号令和 3 年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてを総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第 5 4 号を予算決算常任委員会に、議第 5 5 号、議第 5 6 号及び議第 5 7 号を文教民生常任委員会に、議第 5 8 号、議第 5 9 号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第 2 9、選挙第 1 号豊郷町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

まず最初に、豊郷町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名推選の方法については、私が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、私が指名することに決定いたしました。

ただいま名簿を配付させます。

(名簿配布)

河合議長 全員配付されましたか。

議 員 はい。

河合議長 それでは、選挙管理委員会委員にはお手元に配付いたしました指名名簿のとおり、横井忠夫さん、村岸隆一郎さん、大村実さん、清水正己さん、以上の方を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま示した方を豊郷町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました横井忠夫さん、村岸隆一郎さん、大村実さん、清水正己さん、以上の方が豊郷町選挙管理委員会委員に当選されました。

引き続き、豊郷町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名推選の方法については私が指名することにしたいと思えます。

それにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、私が指名することに決定いたしました。ただいま名簿を配付させます。

(名簿配布)

河合議長 よろしいですか。

議員 はい。

河合議長 それでは、選挙管理委員会委員補充員にはお手元に配付いたしました指名名簿のとおりであります。嶋村成男さん、村上義一さん、立入誠さん、夏原哲夫さん、以上の方を指名したいと思えます。

お諮りいたします。ただいま示した方を豊郷町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました嶋村成男さん、村上義一さん、立入誠さん、夏原哲夫さん、以上の方が豊郷町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序はただいま私が示した順序にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序はただいま指名いたしました順序に決定いたしました。

今期定例会において、本日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

日程第30、請願第3号ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願を議題といたします。

紹介議員である鈴木勉一議員の説明を求めます。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは請願を朗読し、提案に代えさせていただきます。

請願者。

彦根愛知犬上ごみ半減をすすめる会共同代表、杉原秀典。

ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願。

請願書趣旨。

ごみ回収日には各自治会のごみ集積場は大量の包装プラスチック、生ごみ、枝葉のくずなどで山積みになります。ごみを持ち込んだ私たち住民の多くが、これを全部燃やして大丈夫なのかと思っています。

今、異常気象などを前にして、このままでは次世代に持続可能な自然と社会は残せないとの思いが世界中に広がっています。その思いは日本、そして滋賀の若者の中にも広がっています。

昨年8月、IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）は、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないと断定しました。

11月のCOP26（国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議）は、気温上昇を産業革命前と比べて1.5度に抑えることで正式に合意しました。そのためには2050年までに世界のCO₂の排出量を実質ゼロにし、2030年までに約45%を削減（2010年比）する必要があります（国連）。

相当の国が50%から60%台の削減目標を掲げています。日本も2050年、カーボンゼロを宣言し、低過ぎるとの批判を浴びながら、2013年度比46%、2010年比42%削減の目標を立てています。滋賀県の削減目標は同50%、同39%です。

彦根愛知犬上の広域ごみ処理施設建設計画もこの問題を避けて通ることはできません。大型のごみ焼却炉が大量のCO₂を排出するからです。彦根愛知犬上広域行政組合はごみの15%削減の方針を示していますが、国や県の目標を達成するためには、1市4町がごみの資源化、ごみの半減など、抜本的な減量目標を立てて、市町の住民と企業に呼びかける必要があるのではないのでしょうか。

ごみの資源化、ごみの半減は、次のことをもたらします。

1つ、住民や企業が、自らが毎日生み出すごみを見つめ直し、CO₂削減に貢献する。

2つ、新しいごみ処理施設の建設費を低く抑えて、逼迫する市町の予算を健全化する。新しいごみ処理施設の建設費は建物だけで200億円とされますが、約半分の規模の近江八幡環境エネルギーセンターの建設費は60億、2016年8月稼働です。ごみ半減は不可能だとの声があります。しかし、野瀬町のごみ焼却炉が故障した際に、彦根市の和田市長の呼びかけにより、ごみが5%減った事実を見れば、恒常的なキャンペーンと対策により、ごみ半減は可能だと思われま

す。これまで国は大型ごみ処理施設で大量のごみを燃やし、プラスチック燃料の熱でごみ発電をする方針を採ってきました。しかし、昨年6月にはプラスチック資源循環促進法が成立し、プラスチックの分別・回収の新しい方針が出てきました。全国にはごみゼロを目指し、実際にごみの8割を資源化している自治体があります。この流れが主流になってこそ、持続可能な自然と社会を次代に引き継ぐことができます。

以上の趣旨から、以下のことをお願いします。

請願事項。

豊郷町がごみの資源化を進め、2030年までにごみを半減化するなど、抜本的なごみ減量計画を立てること。同僚議員の賛同をお願いする次第です。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 請願のごみの抜本的な燃料計画の削減を求める請願について1点だけお聞きしたいと思います。

いろいろな形でごみの軽減は個々一人ひとりが考えていかなあかんかなと思いますけど、住民さんや事業にも、やっぱり覚悟を持って取り組んでいかなければならないと思うんです。

そうすると、ごみを半減することになれば住民の生活や事業活動に大幅な制限があると思います。また、事業者に半減を求めるのであれば、生産量、また販売量を見直すという事業活動にも圧迫することになるのかなと、私自身は思うんですけども、その点について提案者の方をお願いしたいと思います。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員　ご質問は、ごみの半減化を目指すことによって、企業に圧迫されないかという趣旨でよろしいでしょうか。

西澤博一議員　生産量とか販売量が、やはり見直さなければならぬんだなと、そういう形になるかなと思うんです。その点についてどうかなと思うんですけど、はい。

鈴木議員　ごみを減らすことと企業が生産量は、それはごみを減らすことによって、企業の生産量が減るということは全く心配ないと思います。むしろ、ごみをこの企業が今の社会の中で、請願しているように、持続可能な社会を目指して、この企業がそういう方向を目指して頑張っているという姿勢を見せることによって、むしろ皆さんからご理解をいただいて、この企業も発展するのではないかなというふうに考えます。

河合議長　西澤議員、再質疑ありますか。

西澤博一議員　結構です。

河合議長　ほかに質疑ありませんか。

議員　なし。

河合議長　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願第3号は、会議規則第92条の規定により、文教民生常任委員会に付託することにいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

日程第31、請願第4号豊郷町補聴器購入費助成事業の充実を求める請願を議題といたします。

紹介議員である高橋直子議員の説明を求めます。

高橋議員　議長。

河合議長　高橋議員。

高橋議員　それでは、豊郷町補聴器購入費助成事業の充実を求める請願、これをまず読むことによって紹介をさせていただきます。後ほどまた意見も述べます。

請願趣旨。

加齢による難聴は誰しも起こり得る現象です。耳の聞こえが悪くなることにより、聞き返しが多くなったり、聞き誤りも増え、コミュニケーションが取りづらくなります。そのため、高齢者は会話の不満足による孤独感や疎外感、自分はいない方がいいといった被害感などを感じていると言われていました。

その結果、外出を嫌がって家に閉じ籠もりがちとなったり、家族とも話したがらないといった傾向が現れ、心理的な影響とともに、身体的な影響が現れてきます。

本町では、2020年、令和2年に補聴器購入町助成事業を創設していただき

ました。しかし、町実施要綱第2条3項にある対象者要件の市町村民税非課税者を撤廃し、所得制限なしにすることが大事です。

さらに、第3条の助成金の上限金額の引上げも難聴者の生活支援として充実を求めます。

難聴は自立した生活を阻害する1つの要因です。難聴が原因で閉じ籠もりがちになったり、フレイル、壊れやすい高齢者と表現されています。認知症の発症、進行のおそれがあり、自立した生活ができなくなり、介護申請に至ってしまいます。

高齢者の認知症予防、健康寿命の延伸、医療費抑制にもつながる補聴器購入費助成事業にすることを強く要望します。

地方自治法第124条の規定により、請願書を提出します。

請願事項。

1つ、高齢者の自立支援のため、豊郷町補聴器購入費助成事業の充実を図ること。

2つ、国の制度として障害者総合支援法で購入補助制度はありますが、高齢者の場合、この制度を活用することが難しい状況です。身体障害者手帳の取得を要件としない高齢者の難聴に対し、一部補助をする新たな制度創設を国に要望してください。

私の周りにも補聴器購入費助成事業、これができたことを本当に喜んでおられました。しかし、上限2万円、住民税非課税の方というハードルが高く、申請に行ったけど対象外と言われたと、買うことを我慢して、本当にながかりしておられました。様子を見ていますと、奥さんの通訳が必要なほど、相手の話が聞きづらくなっておられます。

1つ目の請願項目の補聴器購入費助成事業の充実というのは、所得制限を取り払ってほしいということも含まれます。

議長が令和4年9月27日の本会議において「取消し命令」を発した発言の部分。豊郷町議会会議規則第126条の規定に基づき会議録（副本）掲載をしない。

どうぞ難聴の方々の困り感に 대응してまいりますよう、同僚議員の賛同をよろしく願いいたします。

河合議長

即決してもいいんじゃない、これ、もう。高橋さん、請願趣旨に反することは、書いてないことは発言したらあかんと冒頭で申し上げましたやろ。日本共産党と

か何とか、そんなあんた、党を出したらあかんわ、そんなこと。これ、日本共産党からですか、請願趣旨は。

高橋議員 意見を出したら分かりやすいと思ったので。

河合議長 ちっとも分らん。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております請願第3号は、会議規則第92条の規定により、文教民生常任委員会に付託することにいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により審議されるようよろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後2時04分 散会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和4年9月5日

豊郷町議会議長

議 員

議 員